

1 検 査 率 分 類 表

事業主 体 別	区 分	総 額		机 上		実 査		比 率			
		個 所 数 (A)	金 額 (B)	個 所 数 (C)	金 額 (D)	個 所 数 (E)	金 額 (F)	C/A	D/B	E/A	F/B
都 道 府 県	被 害 報 告	3,611	57,119,780								
	申 請 (M)	3,609	50,684,772	763	2,693,645	2,846	47,991,127	21.1	5.3	78.9	94.7
	決 定 (N)	3,601	44,673,355	759	2,535,552	2,842	42,137,803	21.1	5.7	78.9	94.3
	比 率 (N/M)	99.8	88.1	99.5	94.1	99.9	87.8				
市 町 村	被 害 報 告	4,768	36,229,434								
	申 請 (M)	4,768	30,958,036	1,932	4,372,770	2,836	26,585,266	40.5	14.1	59.5	85.9
	決 定 (N)	4,748	27,616,153	1,923	4,112,885	2,825	23,503,268	40.5	14.9	59.5	85.1
	比 率 (N/M)	99.6	89.2	99.5	94.1	99.6	88.4				
計	被 害 報 告	8,379	93,349,214								
	申 請 (M)	8,377	81,642,808	2,695	7,066,415	5,682	74,576,393	32.2	8.7	67.8	91.3
	決 定 (N)	8,349	72,289,508	2,682	6,648,437	5,667	65,641,071	32.1	9.2	67.9	90.8
	比 率 (N/M)	99.7	88.5	99.5	94.1	99.7	88.0				

- (注) 1、被害報告額は施行令第5条による報告額である。
2、申請額及び決定額は、内未成額を控除した金額である。(以下関係格表について同じ)なお、決定額は、国庫負担率算定の基礎となったものである。
3、「実査」とは、査定の際、直接被害現場を調査して決定したものであり、「机上」とは遠隔地等で直接現場を調査できないため、机上で資料により決定したものである。